

北名古屋市監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和3年4月30日

北名古屋市監査委員 大 野 眞 一

北名古屋市監査委員 渡 邊 幸 子

定例監査の結果について

1 監査の対象及び実施期間

施設管理課及びスポーツ課

対象期間 令和2年4月1日から令和3年3月24日までの所管事務

実施期間 令和3年3月1日から令和3年3月24日まで

2 監査の概要

所管事務の執行について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査し、関係職員から説明を聴き、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

3 監査の結果

監査を実施した結果、各所管の事務事業の執行処理状況については、概ね適正に行われていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

施設管理課及びスポーツ課の事務事業の内容及び監査の結果については、次のとおりである。

＜施設管理課＞

主な所管事務は、道路及び準用河川の認定、指定、変更及び廃止、道路、橋梁、歩道橋、準用河川及び排水路の維持管理、道路及び準用河川の占用許可、工事の設計及び実施計画承認並びに法定外公共物の使用許可、道路、水路の境界立会、都市公園、児童遊園の維持管理、雨水の浸透及び貯留の促進、建築行為、優良住宅等の認定、優良な宅地化計画等の認定、屋外広告物、開発行為、民間住宅耐震診断、相談及び改修、空き家対策の計画及び総合調整、公共施設の設計及び工事、国土利用計画に関する事務である。

(1) 収入事務について

法定外公共物の使用料において、申請件数が多い一部の申請者の徴収事務が、通常と異なる取り扱いであったため是正すること。

(2) 契約事務について

公用車の購入契約において、コロナの影響を見込んで期間設定をしたにもかかわらず変更契約により期間延長を行っていたが、その理由と市への影響が不明確であった。購入契約において変更契約を締結する際も、事情に応じて協議の経緯や市の事業への影響等についての記録を整備すること。

(3) 補助事業について

空家解体費補助事業において、要綱で定める添付書類の提出を受けていないものがあつた。また、提出を受けられない書類の場合に、市が確認することについての要綱の規定が不十分であつた。

(4) その他

身分証明証について、管理簿等による交付・回収管理をしていないため管理方法を改善すること。

＜スポーツ課＞

主な所管事務は、スポーツ及びレクリエーション、体育施設、学校施設の開放、社会体育団体、スポーツ推進委員に関する事務である。

(1) 契約事務について

体育館清掃用具等賃借契約において、単独随意契約をした理由が不明確であつた。

(2) その他

総合運動広場のグラウンド利用のための登録証は、ルールを作り実務を行っているが、規則に規定するよう整備すること。